

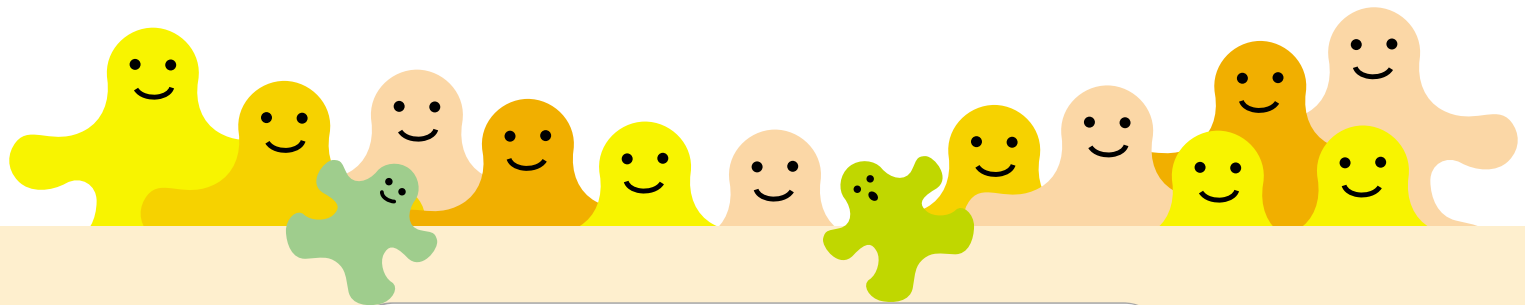
自主回収報告制度

食品を自主回収したら東京都に報告してください

自主回収報告制度は、食品関係事業者が食品の自主回収に着手した際、東京都に報告していただく制度です。

都はホームページなどで都民に自主回収の情報を提供します。

この制度は、平成16年11月1日から施行されました。



自主回収報告制度のねらい

- 食品による健康への悪影響を未然に防止します。
- 食品の正確で迅速な回収を促進します。
- 都民と食品関係事業者との信頼感がより高まることが期待されます。

だれが報告するの？

報告が義務付けられるのは、

- 食品の製造者、輸入者、加工者
- 製造者固有記号の販売者
- プライベートブランド商品の販売者
- 農林水産物の生産者、生産者団体

で、かつ都内に事業拠点*のある事業者です。

*事業拠点とは、事業所、本社、支社、営業所、出張所、連絡事務所、製造施設、倉庫、ほ場（耕作地）、養殖場等です。

地域を管轄する保健所などに報告してください。

*詳しくは、このパンフレットの最後のページをご覧ください。

どこに報告するの？

どんな食品が対象なの？

報告義務の対象となるのは、

- すべての飲食物（医薬品・医薬部外品を除く）
- 食品添加物
- 器具（食器、箸、スプーン等）
- 食品の容器包装（びん、缶等）です。

報告が義務付けられるのは、

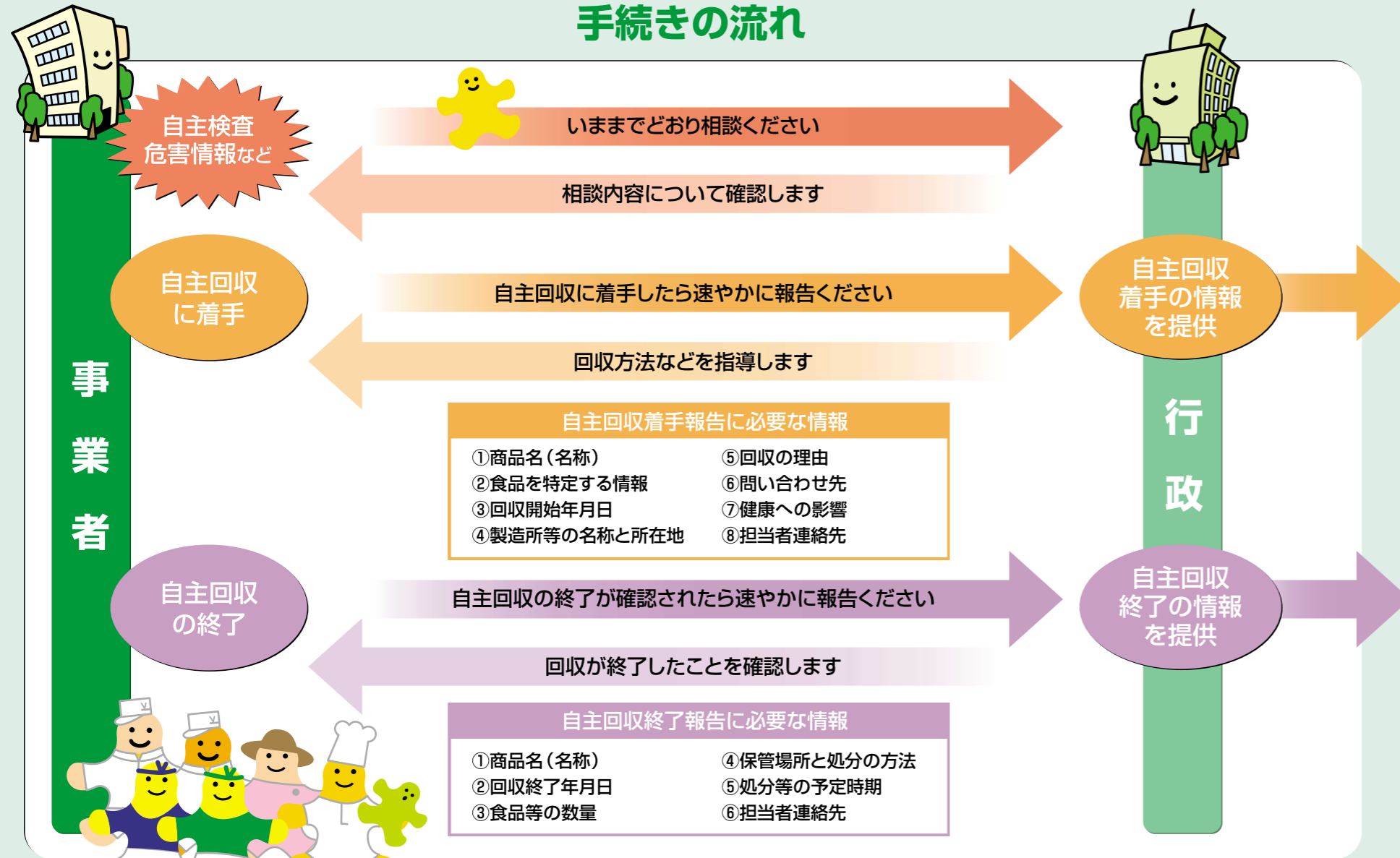
- 食品衛生法に違反している
- 健康への悪影響のおそれと考えられる製品が都内に流通しており、それらの製品を自主回収する場合があります。

たとえば自主回収の理由として、

- * 食品添加物の使用基準に違反している
 - * 賞味期限・消費期限を長く表示している
 - * アレルギー物質の表示がない
 - * ガラス片が複数の製品に混入している
- などがあります。

どんな場合に報告が必要なの？

手続きの流れ



東京都食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」の公表イメージ
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/>

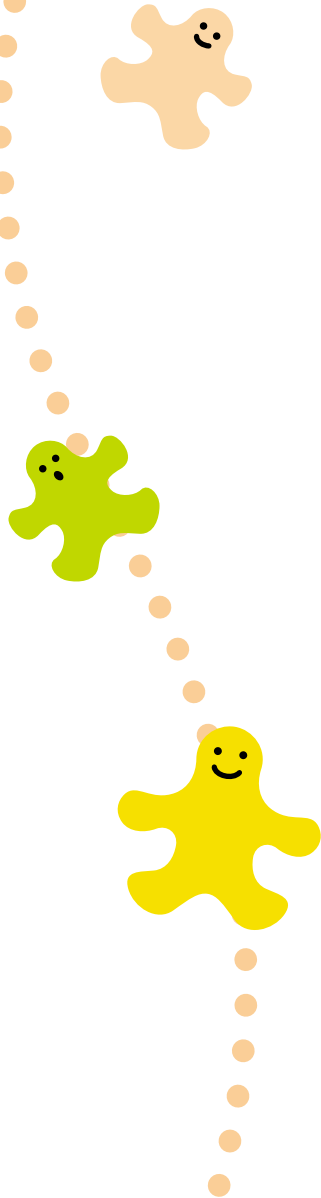
| | |
|--|---|
| ＜自主回収対象商品＞ ○○ヌードル（即席めん） 100g/個 賞味期限：170905 原産国：○○○ 輸入者：○○食品株式会社 | |
| 着手報告受理年月日 | 平成16年11月3日 |
| 自主回収の理由 | 食品衛生法第10条違反（輸入者の自主検査により、指定外添加物のTBHQが0.002g/kg検出されたため） |
| 健康への影響 | 通常の食べ方では健康への影響はありません。 |
| 届出事業者名及び所在地 | ○○食品株式会社 東京都○○市○丁目○号 |
| 問合せ先 | ○○食品株式会社 品質管理部 TEL：0427-00-0000 |
| 返品方法 | 上記事業者へ料金着払いにて送付すると、後日、商品代金が返送されます。 |
| 備考 | TBHQ：酸化防止剤「トブチルヒドロキノン」 わが国では添加物として指定されていませんが、中国や台湾、米国などで認められています。1日あたりの摂取許容量は、体重1kgあたり0.7mgです。過剰摂取すると体重減少などの影響があります。 |

自主回収が終了するまで掲載します

| | |
|--|---|
| ＜自主回収終了報告が提出されました＞ ○○ヌードル（即席めん） 100g/個 賞味期限：170905 原産国：○○○ 輸入者：○○食品株式会社 | |
| 終了報告受理年月日 (着手報告受理年月日) | 平成16年11月25日 (平成16年11月3日) |
| 自主回収の理由 | 食品衛生法第10条違反（輸入者の自主検査により、指定外添加物のTBHQが0.002g/kg検出されたため） |
| 健康への影響 | 通常の食べ方では健康への影響はありません。 |
| 届出事業者名及び所在地 | ○○食品株式会社 東京都○○市○丁目○号 |
| 問合せ先 | ○○食品株式会社 品質管理部 TEL：0427-00-0000 |
| 返品方法 | 上記事業者へ料金着払いにて送付すると、後日、商品代金が返送されます。 |
| 備考 | TBHQ：酸化防止剤「トブチルヒドロキノン」 わが国では添加物として指定されていませんが、中国や台湾、米国などで認められています。1日あたりの摂取許容量は、体重1kgあたり0.7mgです。過剰摂取すると体重減少などの影響があります。 |

終了の報告を受けてから2週間掲載したあと、削除します
 緊急性を考慮して報道機関への発表を行う場合もあります

自主回収報告制度に関する 連絡先一覧



| 管轄区域、事業者 | 事業所名 | 所在地 | 電話番号 | |
|----------|---------------|--------------------------|------------------------|-----------|
| 千代田区 | 千代田保健所 | 神田錦町3-10 | 3291-3641 | |
| | 同趣町庁舎 | 平河町2-7-4 | 3221-1311 | |
| 中央区 | 中央区保健所(※) | 明石町12-1 | 3541-5939 | |
| | 日本橋保健センター | 日本橋堀留町1-1-1 | 3661-3618 | |
| 港区 | みなと保健所 | 六本木5-16-45 | 3408-6146 | |
| 新宿区 | 新宿区保健所 | 新宿5-18-21 | 5273-3827 | |
| 文京区 | 文京保健所 | 春日1-16-21 | 5803-1228 | |
| 台東区 | 台東保健所 | 東上野4-22-8 | 3847-9466 | |
| 墨田区 | 墨田区保健所 | 吾妻橋1-23-20 | 5608-6943 | |
| 江東区 | 江東区保健所 | 東陽2-1-1 | 3647-5882 | |
| 品川区 | 品川区保健所 | 荏原2-9-6 | 3788-7012 | |
| | 品川区保健センター | 北品川3-11-22 | 3474-2223 | |
| 目黒区 | 目黒区保健所 | 上目黒2-19-15 | 5722-9507 | |
| 特別区 | 大田区 | 大田区保健所 | 大森西1-12-1 | 5764-0697 |
| | 世田谷区 | 世田谷保健所 | 世田谷4-22-35 | 5432-1111 |
| | 渋谷区 | 渋谷区保健所 | 宇田川町1-1 | 3463-1211 |
| | 中野区 | 中野区保健所 | 中野2-17-4 | 3382-6664 |
| | 杉並区 | 杉並保健所 | 荻窪5-20-1 | 3391-1991 |
| | | 高井戸保健センター | 高井戸東3-20-3 | 3334-4304 |
| | | 高円寺保健センター | 高円寺南3-24-15 | 3311-0110 |
| | 豊島区 | 池袋保健所 | 東池袋1-20-9 | 3987-4177 |
| | 北区 | 北区保健所 | 東十条2-7-3 | 3919-0376 |
| | 荒川区 | 荒川区保健所 | 荒川1-53-20 | 3802-3111 |
| 板橋区 | 板橋区保健所 | 板橋2-61-7 | 3579-2336 | |
| 練馬区 | 練馬区保健所 | 豊玉北6-12-1 | 3993-1111 | |
| | 桜台分室 石神井分室 | 豊玉上2-22-15 石神井町7-3-28 | 3992-1183 3996-0633 | |
| 足立区 | 足立保健所 | 中央本町1-5-3 | 3880-5361 | |
| 葛飾区 | 葛飾区保健所 | 立石8-18-6 | 3691-9633 | |
| | 金町保健センター | 金町4-18-19 | 3607-4142 | |
| 江戸川区 | 江戸川保健所 | 東小岩3-23-3 | 3658-3177 | |

※中央区保健所は、改修工事のため平成17年8月26日まで日本橋保健センター内に移転しています。

| 管轄区域、事業者 | 事業所名 | 所在地 | 電話番号 | |
|---------------------------------------|--------------------|---|---------------------------|--------------|
| 青梅市、福生市、羽村市 瑞穂町、奥多摩町 | 西多摩保健所 | 青梅市東青梅5-19-6 | 0428-22-6141 | |
| あきる野市、日の出町 檜原村 | 秋川地域センター | あきるの市五日市411 | 042-596-3113 | |
| 八王子市 | 八王子保健所 | 八王子市旭町13-18 | 0426-45-5111 | |
| 日野市、多摩市、稲城市 | 南多摩保健所 | 多摩市永山2-1-5 | 042-371-7661 | |
| 町田市 | 町田保健所 | 町田市中町2-13-3 | 042-722-0621 | |
| 立川市、昭島市 国分寺市、国立市、 東大和市、武蔵村山市 | 多摩立川保健所 | 立川市柴崎町2-21-19 | 042-524-5171 | |
| 府中市、調布市 小金井市、狛江市 | 多摩府中保健所 | 府中市宮西町1-26-1 | 042-362-2334 | |
| 武蔵野市、三鷹市 | 武蔵野三鷹地域センター | 武蔵野市西久保3-1-22 | 0422-54-2209 | |
| 小平市、東村山市 西東京市 清瀬市、東久留米市 | 多摩小平保健所 | 小平市花小金井1-31-24 | 0424-50-3111 | |
| 島しょ地区 | 島しょ保健所 | | | |
| | 大島町、利島村 | 大島出張所 | 大島町元町字馬の背275-4 | 04992-2-1436 |
| | 新島村 | 同新島支所 | 新島村本村6-4-24 | 04992-5-1600 |
| | 神津島村 | 同神津島支所 | 神津島村1088 | 04992-8-0880 |
| | 三宅村、御蔵島村 | 三宅出張所 | 三宅村伊豆1004 | 04994-2-0181 |
| | 八丈町、青ヶ島村 | 八丈出張所 | 八丈町三根1950-2 | 04996-2-1291 |
| 小笠原村 | 小笠原出張所 | 小笠原村父島字清瀬 | 04998-2-2951 | |
| 市場等 | 築地市場 | 市場衛生検査所 | 中央区築地5-2-1 | 3543-4176 |
| | 大田市場 | 同大田出張所 | 大田区東海3-2-1 | 5492-2795 |
| | 足立市場 | 同足立出張所 | 足立区千住橋戸町50 | 3879-2748 |
| | 芝浦食肉市場 | 芝浦食肉衛生検査所 | 港区港南2-7-19 | 3472-0608 |
| | 健康安全研究センター | | | |
| 多摩地区の輸入者 多摩地区の大規模製造業者 多摩地区の卸売市場 | 広域監視部 多摩支所広域監視課 | 新宿区西新宿2-8-1都庁第一本庁舎40階南 立川市柴崎町3-16-25 | 5320-5984 042-529-8899 | |

●報告用紙の入手方法

- ①保健所等の窓口(上記参照)
- ②食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/>

●ホームページ「食品衛生の窓」で詳しい資料を掲載していますのでご参照ください。

●お問い合わせは地域を管轄する保健所などで承っております。

または、東京都福祉保健局健康安全室食品監視課へ。(電話番号 03-5320-4404)

平成16年11月発行
登録番号(16)135

発行 ■ 東京都福祉保健局健康安全室食品監視課
新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 03-5320-4404
印刷 ■ 株式会社シーエスプランニング
杉並区阿佐谷南2-42-1 電話 03-3392-4317